

# 令和8年度 知多市保育料徴収基準額表

< 2号・3号認定の保育料（保育園、認定こども園、地域型保育事業） >

階層区分	保育料（月額）				階層区分	多子軽減		18歳未満の子どもの順番で算定 無料化等事業料 第二子保育料		
	0歳児		1歳児、2歳児			2子	3子以降			
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間						
第1 第2	生活保護法による被保護世帯等 市町村民税非課税世帯				第1 第2	無料				
第3	48,600円未満	12,100	8,700	11,400	8,000	第3	①半額	②無料	⑤無料	
第4-1	48,600円以上57,700円未満	17,000	13,600	15,900	12,500	第4-1	生計を一にする 子どもの順番で算定			
第4-2	57,700円以上70,200円未満					第4-2				
第5	70,200円以上97,000円未満	26,600	23,200	24,600	21,200	第5				
	97,000円以上109,800円未満									
第6	109,800円以上169,000円未満	38,500	35,100	35,800	32,400	第6	③半額	④無料		⑥半額 ※多子軽減との重複はありません
第7	169,000円以上190,800円未満	49,700	46,300	46,800	43,400	第7				
第8	190,800円以上252,400円未満	57,400	54,000	54,900	51,500	第8				
第9	252,400円以上286,000円未満	58,300	54,900	55,500	52,100	第9				
第10	286,000円以上301,000円未満	58,800	55,400	55,900	52,500	第10				
	301,000円以上									

※4～8月分の保育料については令和7年度分の市町村民税に基づき、9月分以降の保育料については令和8年度分の市町村民税に基づき算定します。

※3～5歳児の保育料は、原則、無償となります。

※市町村民税所得割課税額は、以下の税額控除の控除前額とします。

・外国税額控除 ・配当控除 ・住宅借入金等特別税額控除 ・寄附金税額控除 ・配当割額又は株式等譲渡所得割額控除

## ◆ 保育料の多子軽減

以下の階層は、保護者と生計を一にする子ども（年齢制限なし）の順番で算定します。

階層区分	子どもの順番	保育料
第3～第4-1	2番目の子ども	半額
	3番目以降の子ども	無料

※「生計を一にする」とは、必ずしも同居を要件とするものでなく、勤務、修学、療養等の都合上別居している場合であっても、余暇には起居を共にすることを常例としている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合も含まれます。

以下の階層は、同一世帯から保育所等に入所している子どもの順番で算定します。

階層区分	子どもの順番	保育料
第4-2～第10	2番目の子ども	半額
	3番目以降の子ども	無料

※「保育所等に入所している」とは、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校の幼稚部、情緒障害児短期治療施設に入所（一時預かり事業を除く）若しくは特例保育、地域型保育事業、企業主導型保育事業、児童発達支援又は医療型児童発達支援を利用している場合が含まれます。

## ◆ 第二子保育料無料化等事業

18歳未満の子どもを現に2人以上養育又は監護している世帯であって、その世帯の2人目以降の子どもの保育料を保護者などの市町村民税の区分に応じて、無料又は半額負担とします。  
※私的契約児、一時保育事業及び乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は対象になりません。

○対象（次の全ての要件を満たしていること）

- ・18歳未満の子どもを現に2人以上養育又は監護している世帯であること
- ・2人目以降の子どもであること
- ・世帯の市町村民税所得割課税額が次のうちどちらかに該当すること

階層区分	世帯の市町村民税所得割課税額	保育料
第3～第5の一部	97,000円未満	無料
第5の一部～第10の一部	97,000円以上301,000円未満	半額

## ◆ その他の費用について

一部の民間園では、保育料の他に教材費等の実費徴収を行う場合があります。詳細は各園で御確認ください。

## ◆ ひとり親世帯等の保育料軽減

階層区分	保育料（月額）		多子軽減
	0～2歳児		
	保育標準時間	保育短時間	2子以降
第3～第4-2	左表保育料の半額		無料
第5 (77,101円未満)	9,000	7,300	生計を一にする子どもの順番で算定

※上記以外の階層については、左表保育料と同じです。

○ひとり親世帯等とは、母子、父子世帯、要保護者に準ずる世帯のほか、以下に該当する者のいる世帯です。該当する方はお申し出ください。

- ・身体障害者手帳の交付を受けた者
- ・療育手帳の交付を受けた者
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- ・国民年金の障害基礎年金等の受給者

◆ 保育料算定における主宰者判定について  
祖父母等と同居しており、保護者の収入が基準を下回る場合は、その方を家計の主宰者とみなし保育料算定対象となることがあります。詳細につきましては幼児保育課にお問い合わせください。

保育園のその他の料金、保育料等の納期限（口座振替日）については裏面のとおりです。

◆ 長時間保育料(公立保育園・認定こども園、一部の私立保育園(朝倉、ゆめ、SORA))

保育必要量の区分		早朝保育		延長保育	
		時間	長時間保育料(月額)	時間	長時間保育料(月額)
保育短時間	8:00～16:00	7:30～8:00	800円	16:00～18:00	2,000円
		7:00～8:00	1,600円	16:00～19:00	3,300円
保育標準時間	7:00～18:00			18:00～19:00	1,500円

- マ・メール知多保育園、にじいろ保育園旭、小規模保育事業所、私立認定こども園については各施設に御確認ください。
- 生活保護法による被保護世帯等の方は無料です。
- 多子軽減や日割り等はありません。申込みをしている限り、利用がなくても月額保育料がかかります。
- 幼児教育・保育無償化の対象外です。

令和8年度の給食費(主食費、副食費)について  
 近年、給食提供にかかる費用(食材料費、光熱水費等)が高騰しています。  
 知多市では献立を工夫することに加え、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、現状の給食費を維持しています。

◆ 公立保育園及び公立認定こども園の主食費、副食費(3歳児～5歳児)

市町村民税所得割課税額	子どもの順番	主食費(月額)	副食費(月額)
57,700円未満 (ひとり親世帯等は77,101円未満)	1子 2子 3子	1,000円	免除
57,700円以上 (ひとり親世帯等は77,101円以上)			4,500円
			免除
			免除

- 保育園等に入所している子どもの順番で算定します。
- 幼児教育・保育無償化の対象外です。
- 私立保育園については各施設に御確認ください。

◆ 公立保育園の私的契約児保育料

保育年齢	保育料(月額) ※副食費含む	主食費(月額)	多子軽減等
3歳児	31,500円	1,000円	なし
4・5歳児	26,000円		

- 生活保護法による被保護世帯等の方は主食費のみ徴収します。

◆ 令和8年度公立保育園及び認定こども園の保育料等納期限(口座振替日)一覧表

納付月	納期限 (口座振替日)	納付月	納期限 (口座振替日)
4月	20日(月)	10月	20日(火)
5月	20日(水)	11月	20日(金)
6月	22日(月)	12月	21日(月)
7月	21日(火)	1月	20日(水)
8月	20日(木)	2月	22日(月)
9月	24日(木)	3月	23日(火)

口座振替不能時について

預金残高の不足などで振替できなかった月の保育料等は再振替ができません。後日、各園からお渡しする納付書を使って、金融機関(ゆうちょ銀行を除く。)、市役所、園(公立に限る。おつりの無いように御用意ください。)でお支払いください。  
 ※ 一時保育保育料及び乳児等通園支援事業利用料は、口座振替ではなく、園で発行する納付書で納入していただきます。  
 ※ 振替口座の変更等は、各園、知多市役所、市内の金融機関等に申し出てください。

口座振替済通知について

口座振替結果は、原則、通帳で確認してください。口座振替済通知が必要な方は、各園又は知多市役所幼児保育課にて「口座振替済通知書申込書」を受け取り、提出してください。発行には、口座振替から1～2週間程度を要します。

- 私立保育園については各施設に御確認ください。なお、一部の私立保育園(朝倉・ゆめ・SORA)の保育料及び長時間保育料は上の表のとおりです。
- 保育料等の未納が続きますと、入園を取り消す場合があります。
- 口座振替日の前日までに預金残高の御確認をお願いします。

保育料表については表面のとおりです。